

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

平成30年7月10日（火）午前9時30分～午前10時20分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 13名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	林 義夫	出
2番	高槻 祥治	出	美川地区推進委員	谷許 和昭	出
3番	鳥越 幸男	出	三谷地区推進委員	藤原 邦夫	欠
4番	渡邊 卓司	出	山田地区推進委員	原野 尚徳	出
5番	片山 悦志	出	川面地区推進委員	鳥越 哲夫	出
6番	小野 孝一郎	出	中川地区推進委員	石井 博	出
7番	平井 康夫	出	小田地区推進委員	田邊 登	欠
8番	平井 忠行	欠			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第17号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第18号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第19号 農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積（別段の面積）の設定について
- (4) 議案第20号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

5. 議案の内容

下記のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から平成30年度第4回農業委員会総会を開催します。本日は、平井忠行委員、藤原委員、田邊委員は欠席です。</p> <p>休会中の会長事務を報告します。</p> <p>・6月28日 岡山県農業会議通常総会（岡山市）</p> <p>以上で休会中の会長事務報告を終わります。</p> <p>会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。</p> <p>署名委員は6番 小野委員と、1番 岸野委員にお願いします。</p> <p>本日の議事につきましては議案第<u>17</u>号から議案第<u>20</u>号の<u>4</u>議案です。</p>
議 長 事 務 局	<p>議案第<u>17</u>号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>7</u>件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>以上7件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長 事 務 局	<p>事案番号<u>14</u>番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p> <p>三谷地区の委員がお二人とも欠席ですので、地元委員から聞いている内容を事務局からお伝えします。土地は譲受人の自宅そばの畑です。譲受人は他の農地につきましても適正に管理をされていますので、問題はないということで聞き取りをされています。</p>
議 長	<p>事務局より地元委員の意見がありましたが、事案番号<u>14</u>番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号<u>14</u>番につきましては、</p>

	許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>15</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
山田地区 推進委員	譲渡人は、町外にお住まいで耕作困難な為、農業廃止されます。この度、この土地の近くにお住まいの譲受人が引き受けていただけることになりました。問題はありません。
議 長	<p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>15</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>15</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>16</u> 番と17番につきましては、互いに関連がありますので一括審議します。</p> <p>地元委員の意見をお願いします。</p>
2 番委員	この土地は、譲受人自宅近くの土地です。譲渡人は、ご主人が亡くなられ管理が十分にできないため、譲渡することとなりました。問題はありません。
議 長	<p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>16</u> 番、17番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>16</u> 番、17番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	事案番号 <u>18</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
2 番委員	以前から譲受人が耕作をされている土地ですので、所有権移転しても問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>18</u> 番につきまして、

	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>18</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>2 番委員</p>	<p>事案番号 <u>19</u> 番につきまして、地元委員の意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人と譲受人は、いとこの関係になられるそうです。譲渡人が耕作困難な為、譲受人に譲り渡されます。3筆のうち1筆は現在、譲受人が耕作をされています。残りの2筆は、別の方が耕作をされています。所有権移転後も引き続き耕作をされますので、問題はないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>19</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>19</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>6 番委員</p>	<p>事案番号 <u>20</u> 番につきまして、地元委員の意見を申し上げます。</p> <p>この土地は、譲受人が以前から耕作をされていました。この度、貸借関係を解約し、所有権移転をして引き続き、野菜を作られますので問題はないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>20</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>20</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 <u>18</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>4</u> 件議題といたします。</p>

	事務局の説明をお願いします。
事務局	(議案朗読説明) 農地区分は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。
議長	事務局の説明が終わりました。
議長	事案番号 <u>11</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
矢掛地区 推進委員	この3筆は、小林の保全管理組合が3年前まで野菜を耕作していましたが、最近耕作はされておらず保全管理の状態です。譲受人は、露天駐車場に利用できる土地を探されていまして、売買することになりました。 排水口をつけて水はけを良くし、東側の水路に流します。 周囲の土地に、迷惑がかからないようにしますという事です。
議長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>11</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>11</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議長	事案番号 <u>12</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
7番委員	この土地の所有者がお亡くなりになり、相続される方がおられない状態です。現在、相続財産管理人の弁護士が管理されています。譲受人がおられないとなりますと、所有者不在の土地となってしまいます。そこで、譲受人が庭として譲り受けてくださる事になりました。周囲に影響はないので、特に問題はないと思います。
議長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>12</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>12</u> 番につきましては、

	許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>13</u> 番と <u>14</u> 番は、互いに関連がありますので、一括審議します。 地元委員の意見ををお願いします。
3 番委員	この2筆は譲受人の宅地を挟んで北と南にあります。南は自宅に入る進入路が狭い為、隣地の畑の境を取り込んで拡張されています。北は母屋の北側が狭いため拡張されています。どちらも、数十年前に転用されており、始末書を提出していただいております。周辺の土地に影響はありませんので、問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>13</u> 番と <u>14</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。
美川地区 推進委員	どうして、数十年たって分かったのか。何か原因があるのですか。
事 務 局	県道拡幅工事の用地買収により、境界がずれていることが分かったものです。 (異議なし)
議 長	異議がございませんので、事案番号 <u>13</u> 番と <u>14</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	議案第 <u>19</u> 号 農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積(別段の面積)の設定について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	<p>議案第19号は、農地取得の下限面積0.1aを適用することを審議するものです。</p> <p>今年4月総会で、空き家バンクに登録された空き家付き農地に限り、農地取得の下限面積を0.1aに下げる制度を決定し、その後、空き家バンク登録者へ通知や広報紙等での周知を行いました。</p> <p>今回空き家バンク登録者から4件の申請がありましたので、地元委員さんと現地確認を行っており、登録について問題ないと考えます。</p> <p>なお、本議案は登録を行うもので、買い手が決まった場合には、別途、農地法第3条申請の提出があり、総会で審議していただくようになります。</p>

<p>議 長</p>	<p>(議案朗読説明)</p> <p>事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、案のとおり決定してよろしいか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、案のとおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p>	<p>議案第 <u>20</u> 号、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するかどうかの判断について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>(議案朗読説明)</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p>
<p>議 長</p> <p>山田地区 推進委員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元委員の意見ををお願いします。</p> <p>この土地は30年以上耕作されていないようです。所有者も町外に住まれていますので、管理が難しいと思います。</p> <p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、非農地と判断することを議決いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>美川地区 推進委員</p>	<p>次に報告事項について確認します。</p> <p>利用目的の変更届について 地元委員の確認報告をお願いします。</p> <p>申請者はご高齢で、ここ数年は水稻をされておらず、野菜を植えたりされていたそうです。田から畑に地目変更されます。</p>

<p>議 長</p> <p>1 番委員</p> <p>川面地区 推進委員</p> <p>中川地区 推進委員</p> <p>6 番委員</p>	<p>農地法第 18 条の規定による合意解約通知について 地元委員の確認報告をお願いします。</p> <p>1 番と 2 番の土地は、まだ申請はありませんが、転用の話があるようです。申請の前段階で現在、中間管理機構を通して契約しているものを解約します。</p> <p>3 番は、借受人が亡くなられ奥さんもお高齢で耕作が困難な為に、貸渡人に返されます。今後は、貸渡人がご自分で耕作をされます。</p> <p>4 番は、2 年程前から、貸渡人に返されて貸渡人が耕作をされているそうです。この度、解約の手続きをされました。</p> <p>5 番は、所有権移転の為の解約です。</p> <p>6 番は、所有権移転の為の解約です。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。 これを持ちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。</p>